

69 下着類製造職種(下着類製造作業)

2015/1/26

<p>作業の定義</p>	<p>下着類(注1)の部品(パーツ)となる生地を4機種以上のミシン(注2)等を使用して縫製・仕上げ、製品検査を行い、下着類を製造する作業をいう。 (注1)下着類とは、ニット製肌着、織物製肌着、ニット製装飾下着、ファンデーションガーメント、その他の下着であること。 (注2)下着類製造用ミシン機種とは、2点千鳥ミシン、4点千鳥ミシン、本縫い1本針ミシン、本縫い2本針ミシン、1本針オーバーロックミシン、2本針オーバーロックミシン、2重環ミシン、電子サイクルミシン、門(かんぬき)ミシン、扁平縫いミシン(平2本針、平3本針)等を指すこと。</p>	
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)縫製及び仕上げ作業 ①縫製準備作業(縫製ミシン及びアタッチメント等の使用前準備・縫製仕様及び寸法規格の確認等) 1.千鳥ミシン・本縫いミシン・オーバーロックミシン等の糸・針の交換作業 2.千鳥ミシン・本縫いミシン・オーバーロックミシン等の針目・糸調子の調整作業 3.各ミシンの押さえ圧の調整作業 4.縫製仕様書の確認作業 5.押さえ金・アタッチメントの脱着及び調整作業 6.寸法規格の確認作業 ②縫製作業 1.千鳥ミシン・本縫いミシン・オーバーロックミシン等による縫製作業 2.直線縫い、曲線縫い、角縫い、返し縫いの各作業 3.本縫い、地縫い、押さえ縫い、かがり縫い、飾り縫いの各作業 4.1枚仕上げ縫い作業(仕様書通り) 5.補修作業(必要に応じて) ③製品の検査作業 1.縫製仕上がりの良否判定作業 2.製品の規格・寸法等の検査作業</p> <p>(2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の縫製ミシン等の点検作業 ③下着類製造職種に必要な整理整頓作業 ④下着類製造職種の縫製ミシン等及び周囲の安全確認作業 ⑤服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">} ※</p>	
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①検反作業 ②放反作業 ③延反作業 ④裁断作業 ⑤仕分け作業 (2)周辺作業 ①工場内清掃作業 ②工場内運搬作業 ③梱包作業(内箱入、外箱詰め、ラベル付け、たたみ等) ④出荷作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p> <p style="text-align: right;">⑥印付け作業 ⑦ボンディング作業 ⑧切り込み作業 ⑨アイロン仕上げ作業</p>	
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①主材料 1)から12)のうち二つ以上必ず使用すること。 1)下着用布地 1.天然繊維(植物繊維、動物繊維) 2.化学繊維(再生繊維、半合成繊維、合成繊維、改良化学繊維) 2)縫糸(天然繊維、化学繊維) 3)広巾レース 4)マーキゼット 5)チュール ②副材料 必要に応じて使用すること。 1.ワイヤー 2.ボーン 3.ストレッチテープ</p> <p style="text-align: right;">6)パワーネット 7)トリコット 8)スムース 9)サテン 10)ジョーゼット 11)天竺 12)フライス 4.リボン 5.テープ 6.細巾レース 7.ゴム</p>	
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備(付属品を含む。)等(1.~12.のうち4機種以上は必ず使用し、他は作業に応じて使用すること) 1.2点千鳥ミシン 2.4点千鳥ミシン 3.本縫い1本針ミシン 4.本縫い2本針ミシン 5.1本針オーバーロックミシン 6.2本針オーバーロックミシン 7.2重環ミシン 8.電子サイクルミシン 9.門(かんぬき)ミシン 10.平2本針ミシン(扁平縫いミシン) 11.平3本針ミシン(扁平縫いミシン) 12.その他下着類製造用ミシン 13.裁断機(たて刃裁断機、丸刃裁断機、バンドナイフ裁断機、コンピュータ裁断機、油圧裁断機、レーザー裁断機) 14.延反機(手延べ、自動) 15.検反機</p> <p>②器具等(必要に応じて使用すること) 1.メジャー、定規 2.目打ち、ピンセット 3.はさみ 4.レンチ 5.ドライバー 6.刷毛 7.アタッチメント</p>	
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①婦人・子供用下着類 1.ファンデーション(ブラジャー、ガードル、ボディスーツ等) 2.ランジェリー(スリッパ、プラスリップ等) 3.ニットインナー(トップ・ボトム) 4.ショーツ(パンティ) 5.ホームウェア(ネグリジェ、パジャマ) 6.その他 ②男性用下着類 1.シャツ(アンダーシャツ等) 2.ブリーフ 3.トランクス 4.ホームウェア(パジャマ) 5.その他 ③スポーツインナー類 ④その他の下着類</p>	
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.紳士服製造作業のみの場合 2.布はく縫製作業のみの場合 3.和装製品製造作業(足袋製造作業を含む。)のみの場合 4.婦人子供服製造作業のみの場合 5.ネクタイ製造作業 6.スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造作業 7.靴下製造作業 8.手袋製造作業 9.帽子製造作業 10.寝具製造作業 11.帆布製品製造作業 12.かばん・袋物製造作業 13.刷しゅう作業 14.タオル製造作業 15.アイロンプレス作業のみ場合 16.洋服直し作業(かけはぎ、すそ上げ作業等) 17.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>	